

平成25年2月

秋田県後期高齢者医療広域連合議会
定例会会議録

平成25年2月14日 開会

平成25年2月14日 閉会

秋田県後期高齢者医療広域連合議会

議事日程第1号

平成25年2月14日（木曜日）午後3時開議

- 日程第 1 議席の指定
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 提案理由の概要説明
- 日程第 5 一般質問
- 日程第 6 議案第1号 平成24年度秋田県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）の件
- 日程第 7 議案第2号 平成24年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の件
- 日程第 8 議案第3号 平成25年度秋田県後期高齢者医療広域連合一般会計予算の件
- 日程第 9 議案第4号 平成25年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算の件
- 日程第10 同意第1号 秋田県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について同意を求める件

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（18名）

1 番	小木田 喜美雄	2 番	後 藤 健
3 番	五十嵐 忠 悦	5 番	渡 部 幸 男
9 番	千 田 正 英	11 番	佐 藤 吉次郎
12 番	佐 藤 文 昭	13 番	佐 藤 峯 夫

14番	鹿兒島	巖	15番	長井	直人
16番	佐々木	文明	17番	三浦	正隆
18番	須藤	正人	20番	小野	廣
21番	草階	廣治	22番	高橋	浩人
23番	松田	知己	24番	菅原	政一

欠席議員（7名）

4番	藤原	美佐保	6番	藤原	一男
7番	児玉	一	8番	長谷部	誠
10番	鎌田	正	19番	渡邊	彦兵衛
25番	佐々木	哲男			

地方自治法第121条による出席者

広域連合長	穂積	志	事務局長	鷺谷	邦夫
事務局次長	中山	元	総務課長	長谷川	一英
業務課長	川上	裕隆	会計管理者	夏井	正士

議会担当職員出席者

議会書記	田口	真理子	議会書記	斉藤	雅昭
------	----	-----	------	----	----

午後3時01分 開会

○議長（千田正英） 連日の冷え込みの大変厳しい中、本日はご苦労さまでございます。
本日の出席議員は、18名でございます。したがって、定足数に達しておりますので、
これより平成25年2月秋田県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

新議員の紹介

○議長（千田正英） 会議に先立ちまして、平成24年11月定例会後の議員の異動についてご報告申し上げます。

美郷町の松田知己議員が平成24年11月27日に任期満了となっております。これによりまして、美郷町議会において、広域連合議会議員の選挙が行われておりますので、当選されました議員をご紹介いたします。

お名前を申し上げますので、自席にてご起立くださるようお願いいたします。

美郷町長の松田知己議員。

よろしくお願いいたします。

これより本日の会議を開きます。

諸般の報告

○議長（千田正英） この際、諸般の報告をいたします。報告は朗読を省略し、各議員への配付をもって報告といたします。

日程第1 議席の指定

○議長（千田正英） 日程第1、議席の指定を行います。

新議員の議席につきましては、会議規則第4条の規定により、松田議員は23番と指定いたします。

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（千田正英） 次に、日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、佐々木文明議員、長井直人議員の2名を指名いたします。

日程第3 会期の決定

○議長（千田正英） 次に、日程第3、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日間としたいと思いますが、このことにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（千田正英） ご異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

日程第4 提案理由の概要説明

○議長（千田正英） 次に、日程第4、提案理由の概要説明を行います。

議案第1号平成24年度秋田県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）の件から議案第4号平成25年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算の件及び同意第1号秋田県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について同意を求める件までの各議案に対する提案理由の概要説明を求めます。穂積広域連合長。

【穂積志広域連合長 登壇】

○広域連合長（穂積志） 平成25年2月秋田県後期高齢者医療広域連合議会定例会が開会され、今定例会提出の補正予算案及び当初予算案、同意案をご審議いただくに当たり、概要を説明申し上げます。

提出案件の説明に入ります前に、後期高齢者医療制度を取り巻く状況について申し上げます。

初めに、国の動向であります。

国においては、さきの衆議院議員選挙の結果、政権が交代したこともあり、後期高齢者医療制度については、廃止から、現行制度を基本とした見直しが主流となっております。今後の高齢者医療制度について、新しい政権におきましても、引き続き内閣に設置された社会保障制度改革国民会議において議論し、本年8月21日までに結論を得ることとしており、これまで3回の会議が開催されておりますが、いまだ本格的な議論は行われておりません。

当広域連合といたしましては、今後も国の動向を注視しつつ、情報収集に努めてまいりたいと考えております。

また、当分の間は、現行制度が存続する見通しとなったことから、制度の適正な運営を目指して、各市町村と緊密な連携を図りながら、保険者としての機能強化に努めてまいります。

次に、議案の内容について説明申し上げます。

今定例会には、補正予算案2件、当初予算案2件、同意案1件の議案を提出しております。

初めに、議案第1号について説明申し上げます。1ページをごらんください。

議案第1号平成24年度秋田県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）の件についてであります。

今回の補正は、前年度共通経費負担金の精算に伴う共通経費負担金と繰越金との財源振替及び決算見込みによる補正を行うものであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ67万3,000円を追加し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ4億3,488万7,000円とするものであります。また、新年度から執行する契約事務を円滑に行うため、債務負担行為として、4ページに記載のとおり新たに5件を設定するものであります。

続きまして、議案第2号について説明申し上げます。13ページをごらんください。

議案第2号平成24年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の件についてであります。

今回の補正は、保険給付費等の決算見込みに伴うもの及び平成25年度保険料軽減分の財源として国から交付される予定の高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金を歳入に追加し、臨時特例基金に積み立てする経費などの補正を行うものであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ26億871万円を追加し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ1,434億4,049万1,000円とするものであります。また、債務負担行為として、16ページに記載のとおり新たに7件を設定するものであります。

続きまして、議案第3号について説明申し上げます。29ページをごらんください。

議案第3号平成25年度秋田県後期高齢者医療広域連合一般会計予算の件についてであります。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億323万6,000円とするものであります。

初めに、歳入から説明申し上げます。30ページをごらんください。歳入の主な内容につきましては、1款分担金及び負担金として市町村負担金を4億37万3,000円、4款諸収入として事務局職員の宿舍使用料負担金など286万1,000円を計上しております。歳入につきましては、以上であります。

続きまして、歳出を説明申し上げます。31ページをごらんください。歳出の主な内容につきましては、1款議会費として議員報酬及び議会開催の経費など91万6,000円、2款総務費として事務局職員の人件費をはじめとする事務局経費などの総務管理費を1億6,962万円、選挙費として3万7,000円、監査委員費として21万4,000円、3款民生費については、広域連合電算処理システム関連経費、国民健康保険団体連合会への業務委託経費など、特別会計において市町村共通経費を財源に行う事業に充てる繰出金を社会福祉費として2億3,144万9,000円、4款予備費として100万円を計上しております。歳出につきましては、以上であります。

続きまして、議案第4号について説明申し上げます。47ページをごらんください。

議案第4号平成25年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算の件についてであります。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,407億3,389万5,000円とするものであります。また、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額を100億円とするものであります。

あわせて、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合を定めるものとして、保険給付費内での各項の間の流用を可能とするものであります。

初めに、歳入から説明申し上げます。48ページをお開きください。歳入の主な内容につきましては、1款市町村負担金として217億4,490万8,000円、2款国庫支出金として485億3,176万1,000円、3款県支出金として117億2,848万1,000円、4款支払基金交付金として社会保険診療報酬支払基金からの交付金を565億5,660万4,000円、5款特別高額医療費共同事業交付金として1,811万3,000円を計上しております。

また、7款繰入金として、一般会計からの繰入金を2億3,144万9,000円、臨時特例基金からの繰入金を11億4,000万3,000円、8款繰越金として6億9,492万4,000円、10款諸収入として8,765万円を計上しております。歳入につきましては

は、以上であります。

続きまして、歳出を説明申し上げます。50ページをごらんください。歳出につきましては、1款総務費として、広域連合電算処理システム関連経費、国民健康保険団体連合会への業務委託経費など2億3,702万9,000円、2款保険給付費として、療養諸費、高額療養諸費及びその他医療給付費などの保険給付費を1,401億4,573万円、3款県財政安定化基金拠出金として7,016万9,000円、4款特別高額医療費共同事業拠出金として1,740万8,000円、5款保健事業費として2億3,781万1,000円を計上しております。

また、6款公債費として254万1,000円、7款諸支出金として2,020万7,000円、8款予備費として300万円を計上しております。歳出につきましては、以上であります。

続きまして、同意第1号について説明申し上げます。別冊となっております議案書（人事案件）の1ページをごらんください。

同意第1号秋田県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について同意を求める件についてであります。

広域連合代表監査委員柴田暹氏が、平成25年3月31日をもって任期満了となります。その後任として柴田暹氏を引き続き選任いたしたく、秋田県後期高齢者医療広域連合規約第16条第2項の規定により議会の同意をお願いするものであります。

以上、補正予算案、当初予算案及び同意案について概要をご説明申し上げました。何とぞよろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

私からは以上であります。

○議長（千田正英） これで穂積広域連合長の概要の説明を終わります。

日程第5 一般質問

○議長（千田正英） 次に、日程第5、一般質問を行います。

通告はございません。

以上で一般質問を終わります。

日程第6 議案第1号 平成24年度秋田県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）の件から

**日程第9 議案第4号 平成25年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療
特別会計予算の件まで**

○議長（千田正英） 次に、日程第6、議案第1号平成24年度秋田県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）の件から日程第9、議案第4号平成25年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算の件まで、以上4件を一括議題としたいと思います。これにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（千田正英） ご異議なしと認めます。したがって、日程第6、議案第1号平成24年度秋田県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）の件から日程第9、議案第4号平成25年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算の件まで、以上4件を一括議題といたします。

これより議案第1号から議案第4号までに対する質疑を行います。

通告はございません。以上で議案第1号から議案第4号に対する質疑を終了いたします。

これより議案第1号から議案第4号に対する討論を行います。

通告はございません。以上で議案第1号から議案第4号に対する討論を終了いたします。

これより順次採決いたします。採決の方法は起立採決で行います。

議案第1号について採決をいたします。

お諮りいたします。議案第1号は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

○議長（千田正英） 起立多数と認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号について採決いたします。

お諮りいたします。議案第2号は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

○議長（千田正英） 起立多数と認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号について採決いたします。

お諮りいたします。議案第3号は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

○議長（千田正英） 起立多数と認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号について採決いたします。

お諮りいたします。議案第4号は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

○議長（千田正英） 起立多数と認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 同意第1号 秋田県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について同意を求める件

○議長（千田正英） 次に、日程第10、同意第1号秋田県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について同意を求める件を議題といたします。

お諮りいたします。本案は人事案件ですので、直ちに採決することにしたいと思いますが、このことにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（千田正英） ご異議なしと認めます。したがって、直ちに採決することに決定いたしました。

これより採決いたします。採決の方法は簡易採決で行います。本案は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（千田正英） ご異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

以上をもちまして、本定例会に付議された事件はすべて終了いたしました。

広域連合長のあいさつ

○議長（千田正英） この際、広域連合長から発言の申し出がありますので、発言を許し

ます。穂積広域連合長。

【穂積志広域連合長 登壇】

○広域連合長（穂積志） 閉会に当たり一言ごあいさつ申し上げます。

本日は、慎重なるご審議の結果、補正予算案、平成25年度当初予算案等につきまして、いずれも適切なご決定を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、これまでの社会保障制度改革国民会議における主な議論の中で、高齢者医療制度の見直しについては、地域保険のあり方・再編成と並行して議論すべきとされておりますが、田村厚生労働大臣は、1月24日の記者クラブとの就任会見で、後期高齢者医療制度については現行制度の継続が望ましいとする一方で、市町村国保の都道府県単位化については慎重な発言を行っており、依然として先行きは不透明な状況であります。

当広域連合といたしましては、現行制度が存続する限り、後期高齢者医療制度の適正かつ円滑な運営にさらに努めてまいりますので、議員各位におかれましては、なお一層のご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げ、閉会に当たってのあいさつといたします。

本日は大変ご苦勞さまでした。

閉 会

○議長（千田正英） お諮りいたします。会議規則第43条の規定により、本定例会で議決されました議案において、その条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、このことにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（千田正英） ご異議なしと認めます。したがって、そのように決定いたしました。

これで、平成25年2月秋田県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

午後3時22分 閉会

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 123 条第 2 項の規定により署名する。

秋田県後期高齢者医療広域連合議会議長

秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員

秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員